

埼玉県立熊谷点字図書館指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

令和7年7月3日から募集を開始した埼玉県立熊谷点字図書館の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県立熊谷点字図書館指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム
埼玉県熊谷市野原245番地
理事長 長岡 均

2 指定の期間について

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

令和7年7月15日実施 1団体

(2) 応募申請団体数

- ・令和7年9月2日締め切り 1団体
- ・申請団体の内訳
社会福祉法人 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な点字図書館の利用を確保することができる
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に点字図書館の運営を行うことができる
- ③ 点字図書館の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができる
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有している
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができる

2 審査項目

(1) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針について

- ① 福祉活動を支援する考え方や基本方針が述べられているか。
 - ・ 県が設置する公の施設としての役割（県民の平等利用確保の配慮を含む。）を適切に担うことができるか。
 - ・ 埼玉県の視覚障害を含め広く福祉に貢献することができるか。
- ② 効果的かつ効率的な運営を図ることについての考え方や方策が示されているか。
 - ・ 効果的かつ効率的な運営を実施していくまでの実施方法等が示されているか。

(2) 管理執行体制について

- ① 管理組織体制が整っているか（責任が明確な組織となっているか）。
 - ・ 公の施設としての責任が果たせる管理組織体制が整っているか。
- ② 管理を行うための必要な人員が配置されているか。
 - ・ 円滑に点字図書館を運営していく上で必要最低限の職員数を確保できているか。

「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」（平成15年厚生労省令第21号）に規定されている点字図書館に係る職員配置基準

1 施設長 1人

※司書として3年以上勤務した者、社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有する者と認められる者

2 司書 1人以上

3 点字指導員 1人以上

4 貸出閲覧員又は情報支援員 1人以上

5 校正員又は音声訳指導員 1人以上

6 その他点字図書館の運営に必要な職員 1人以上

(3) 点字図書館の将来展望について

- ① 点字図書館の現状や明確な将来像が示され、発展的な将来計画となっているか。
 - ・ 実効性があると考えられるものか。

(4) 自主事業計画について

- ① 視覚障害者に対して点字図書館の枠を超えてできる事業計画を提案できているか。
 - ・ 自主事業を行うことによって管理運営コストの削減に努めているか又は努めようとしているか。
 - ・ 点字図書館の運営のみではなく地域の福祉に貢献している又は貢献しようとしているか。

(5) サービスを向上させるための方策について

- ① サービスの質の向上に対する考え方や方策が示されているか。

- ・ 利用者本位の柔軟なサービスを提供するための方策を示しているか。
- (2) 方策実現のための職員の動機付けなどが十分に行われているか。
- ・ 上記（1）を実践するために職員に対しての教育を行おうとしているか。
- (6) 利用者のニーズの把握及び実現策について
- ① ニーズを把握することについての方針や方策が示されているか。
 - ・ 利用者が点字図書館に求めているものを調査する方策が示されているか。 - ② 把握されたニーズの対応についての考え方や方針が示されているか。
 - ・ 実効性があると考えられるものか。 - ③ 把握されたニーズに対応するための仕組み等が検討されているか。
 - ・ 上記（1）で把握したニーズを速やかに実践することができる仕組みができるか。
- (7) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法について
- ① 利用者とのトラブル防止について方策が示されているか。
 - ・ 実効性があると考えられるものか。
- (8) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針について
- ① 個人情報の取扱いに対する考え方や方針は示されているか。
 - ・ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されるか。 - ② 個人情報保護に対する利用者等への相談体制は検討されているか。
 - ・ 実効性があると考えられるものか。 - ③ 個人情報保護に係る責任体制は検討されているか。
 - ・ 実効性があると考えられるものか。 - ④ 従業員等に対する研修・訓練などが検討されているか。
 - ・ 実効性があると考えられるものか。
- (9) 危機管理に対する方針について（防災、防犯、その他緊急時の対応等）
- ① 防災、防犯、緊急時の対応等についての方策が示されているか。
- (10) 点字図書館の管理運営に係る令和8年度収支予算案について
- ① 必要な経費が過不足なく、適正に積算されているか。
 - ・ 適正な経費でかつ適正な利益を上げるための最低限の委託料であるか。 - ② 効率的な運営、事業の工夫により委託料の軽減が図られているか。
- (11) 5年間の中期収支計画について
- ① 安定的な経営と事業の拡大、継続性、発展性を考えた、適正、妥当な計画となっているか。
- (12) 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」について
- ① 自己評価制度の内容が適切で、実効性のあるものになっているか。
 - ・ 実効性があると考えられるものか。
- (13) 組織基盤について

- ① 諸規程等が適正に整備されており、安定した運営体制が整っているか。
- (14) 財政基盤について
- ① 過去3か年の決算状況は、安定しているか。
 - ・ 経営基盤が安定しているか。
 - ② 資金計画等確実な財政基盤はあるか。
 - ・ 経営基盤が安定しているか。
 - ③ 財務諸表のバランスはとれているか。
 - ・ 経営基盤が安定しているか。
- (15) 県内中小企業者、環境、障害者雇用等への配慮
- ① 県内中小企業者、環境、障害者雇用に配慮した運営方法となっているか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
石渡 和実	東洋英和女学院大学名誉教授
藤原 康弘	公認会計士
田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会代表理事
大井田 弘子	公益社団法人埼玉県視覚障害者福祉協会副会長
鈴木 康之	埼玉県福祉部副部長

3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】 社会福祉法人 1団体

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目 (配点)	採点結果	
1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針	250 点	215 点
2 管理執行体制	125 点	105 点
3 点字図書館の将来展望	200 点	144 点
4 自主事業計画	200 点	144 点
5 サービスを向上させるための方策	125 点	100 点
6 利用者のニーズの把握及び実現策	150 点	110 点
7 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	50 点	34 点
8 個人に関する情報の取扱いについての基本方針	100 点	77 点
9 危機管理に対する方針 (防災、防犯、その他緊急時)	50 点	38 点
10 点字図書館の管理運営に係る令和3年度収支予算案	250 点	190 点
11 5年間の中期収支計画	200 点	152 点

12 事業運営を自ら評価する「自己評価制度」	50 点	38 点
13 組織基盤	50 点	40 点
14 財政基盤	175 点	120 点
15 県内中小企業、環境、障害者雇用への配慮	25 点	18 点
15 総合評価	500 点	410 点
合計点	2,500 点	1,935 点

※各委員 500 点満点で 5 名、2,500 点満点で実施

○ 社会福祉法人埼玉県ブルーバードホームの選定理由

- ・ 開所以来の豊富な運営実績がある。
- ・ 経験豊富な職員が多い。
- ・ 利用者サービスの向上を図る提案内容であった。

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意見
社会福祉法人埼玉県ブルーバードホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで確実に施設を運営してきている。 ・ ボランティアとの信頼関係が築かれている。 ・ 利用者としてこれまで利便性が高いと感じている。 ・ 申請者本体の財務状況は問題ない。

5 社会福祉法人埼玉県ブルーバードホームの提案の概要

①基本方針

- ・ 視覚障害者の自立と豊かな生活を実現するため、最新の情報や必要な情報を分かりやすく、かつ利用しやすい方法で提供する。
- ・ 施設の機能や設備を最大限に活用し、より効率的な管理運営をめざし、視覚障害者の福祉の増進を図る。

②サービス向上策等

- ・ 点訳ボランティアや音声訳ボランティアに対する職員の豊富な経験や専門性に基づく指導により、より質の高い図書製作を目指し、蔵書の一層の充実を図る。
- ・ 利用者が希望するテーマに相応しい図書の紹介など利用者からの必要な情報・資料等に関する要望に対応するレファレンスサービスを迅速に実施する。
- ・ 利用者アンケートやリクエスト(随時)により把握したニーズに対応することで、視覚障害者の読書環境の充実に努める。
- ・ 視覚障害者団体や盲学校、関係団体及び地元行政機関をはじめ、隣接の市と連携を取り、情報の収集、交換等を効果的に進めて、当館の機能を地域福祉に寄与できるよう相互の協力関係を築いていく。

③業務体制、人員配置

- ・ 施設長 1 名、担当職員 5 名、臨時職員 3 名

④個人情報の取扱い

- ・ 個人情報保護法及び埼玉県個人情報保護条例を遵守し、また、埼玉県立熊谷点字図書館個人情報保護に関する方針等を定める。職員に周知徹底を図り、個人情報の管理を厳正に行う。

⑤危機管理体制

- ・ 防災マニュアル、洪水時の避難確保計画、防犯マニュアルを作成し、職員に対する訓練を行う。